

『いじめ問題の解決に向けて』

昨年11月に横浜市において原発避難先の学校でいじめが行われていたことが明らかになりました。福島第一原発の事故に関連して自主避難した男子生徒は、避難先の小学校で2年生から5年生の間、名前に「菌」を付けられて、「〇〇菌」と呼ばれ、からかわれたり暴力を振るわれたりするなど心無いいじめを受けました。弁護士によると、男子生徒は同級生から「賠償金があるだろう」と言われたりしたそうです。同級生に遊ぶ金を支払うため、少年が家から現金を持ち出していたことを学校側が把握していたにもかかわらず、少年の親に連絡していなかったということです。横浜市の第三者委員会は、学校側の対応について「生徒への配慮が足りない」「教育の放棄に等しい」と厳しく報告書をまとめています。また、弁護士はこの生徒の手記を公表しています。

「今まで何回も死のうと思った。でも、震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きると決めた。」「ばい菌扱いされて、放射能だと思ってつらかった。福島の人はいじめられると思った。なにも抵抗できなかった。」

学校も調査を始めましたが、この生徒は「今までいろんな話をしてきたけど信用してくれなかった。」「何回も先生に言おうとすると無視されてた。」と書き記したそうです。

文部科学省の有識者会議「いじめ防止対策協議会」が「議論のとりまとめ」を平成28年11月に公表しています。

「いじめの認知」「いじめ防止基本方針」「学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有」「いじめの未然防止・早期発見」「いじめへの対処」「重大事態への対応」「法の理解推進等」この7つの事項について現状と課題を指摘し対応の方向性を示しています。学校現場がこの「議論のとりまとめ」を厳しく受け止め、実効性のある対策を示すことが緊急に求められています。

この中の「いじめの認知」について、いじめの定義の学校への浸透が不十分であるとしています。これについては、いじめの認知件数に係る都道府県格差が約30倍。いじめ認知件数0件の学校、全体の43.5%ということから読み取れるといえます。

また、「いじめ防止基本方針」については、教職員に周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。基本方針の内容（いじめの定義、いじめ発生時の学校の対応、関係機関の連携等）が児童生徒、保護者、地域の関係団体等に周知されていないと指摘しています。基本方針は策定したが、ほとんど機能していないということになります。

さらに「議論のとりまとめ」において、「重大事態への対応」「法の理解増進等」にお

いても、「いじめ防止対策推進法」が学校の教職員、保護者、地域住民に十分理解されていないことが指摘されています。

いじめ防止対策推進法は、いじめ自殺事案が連続するという異常事態を受けて制定された法律であるがゆえに、教職員がしっかりとその対策を受け止めることが必要です。

いじめ認知件数、都道府県約30倍格差の問題は、「いじめ定義」の不理解が原因と考えられています。いまだに旧来の狭い定義しか知らないのではないかと危惧されます。「対策推進法」の第2条第1項では、「この法律において『いじめ』とは、(中略)当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」ちなみに、平成17年度以前の定義は、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」比べてみると、法律上のいじめの概念は広範なものとなっている。「心身の苦痛」を与えてしまった行為は全て「いじめ」になるのです。

「議論のとりまとめ」における「いじめに対する措置」については、「担任教員がいじめを抱え込み、学校がいじめ対策組織に情報が共有されず、重大な結果を招いた事案が発生している。」と指摘しています。いじめに対する対処は、「対策推進法」第23条に示されている。「学校の職員、(中略)学校への通報等の適切な措置をとるものとする。」「学校は、(中略)当該学校の設置者に報告するものとする。」「学校は、(中略)いじめが犯罪行為として(中略)所管警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。」と「通報」「報告」が明記されています。これらのことを怠った場合「教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。」と示されています。

次に「重大事態への対応」について、「対策推進法」では、「重大事態」が発生したときは、地方公共団体への長への報告の上、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。しかし、「重大事態」が発生したにもかかわらず、これらの措置が講じられなかったケースが全国で見られました。「重大事態」の意義を正しく理解していなかったことが原因と考えられます。「対策推進法」の第28条第1項には、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、ここでのポイントは「疑いがある」の意味にある。「疑いがある」とは、いじめの行為と自殺や不登校との間に因果関係が存在することが疑われれば、因果関係の存在が明白でなくても「重大事態」であることを示しています。因果関係が証明されなくても「重大事態」として対処できるのです。

さらに、国が作成した「いじめ防止基本方針」では、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる」と示しています。つまり、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあったその時点で、重大事態として対処しなければならないのです。いじめによる痛ましい自殺事案をなくすために対策推進法を絵に描いた餅とならないように学校、家庭、地域社会が連携を深めつつ受け止めていかなくてはなりません。

